

# 国場川水系河川整備計画 【饒波川】

平成18年3月

沖 縄 県



## 第1章 国場川流域及び饒波川流域の概要

### 第1節 国場川流域の概要

国場川は、与那原町と西原町の境界にある運玉森に源を發し、準用河川の宮平川、普通河川の宮城川と合流し、那覇市と南風原町の市街地を貫流したのち、2級河川の長堂川、饒波川と合流し、河口部で2級河川の久茂地川と合流後那覇港へ注ぐ、流域面積43.06 km<sup>2</sup>、幹線流路延長11.25kmの二級河川である。

流域の地形は、河口から漫湖周辺まで沖積層が広がり海岸低地や中位段丘、谷底低地など比較的平坦な地形が形成されている。上流域は島尻層群の泥岩を主体とする地層が分布して、比高100m以下の小起伏丘陵地となっているが、急峻な峡谷状を呈する場所も一部で見られる。

流域の地質は、下流域一帯及び河川沿いにかけての沖積層と中・上流域に広がる島尻層群の泥岩を主体とする地層に2分される。

気候は、亜熱帯海洋性気候に属し、降雨量は梅雨期と台風期に多く、流域の年平均降水量は約1,900mm、年平均気温は約23℃である。

国場川流域は、県都那覇市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、南風原町、与那原町、西原町、南城市の4市4町にまたがっている。

上流域は、サトウキビ等の耕作地が広がり、運玉森や大里城跡、豊見城城跡などの丘陵斜面には、まとまった樹林が残っており、良好な自然環境を形成している。中流域は、河川と平行に走る国道329号線沿いを中心に市街化が進んでいる。下流域は、商業・業務地や宅地等が密集した市街地が形成されている。

国場川河口の漫湖は、平成9年10月に国設鳥獣保護区特別保護地区に指定されているとともに、平成11年5月にラムサール条約に登録された重要な湿地であり、貴重な自然を残す干潟やマングローブ林が形成され、野鳥をはじめ多くの生物の良好な生育・生息場となっている。

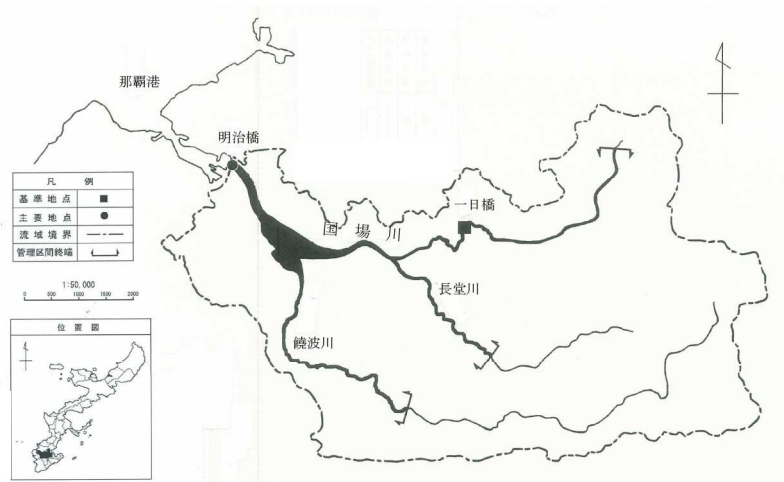


図1 - 1 国場川流域概要図

## 第2節 饒波川流域の概要

国場川流域の南側に位置する饒波川は、大里城跡付近に源を発し、普通河川の轟川、根差部川と合流し、河口の漫湖で国場川に合流する流域面積14.6km<sup>2</sup>、幹線流路延長15.6kmの二級河川である。

饒波川流域は、源流の南城市をはじめ、糸満市、豊見城市、八重瀬町、南風原町の3市2町に及んでいる。

上流域においては、源流部の大里城跡付近で川岸まで迫る樹林地が分布し、良好な自然環境を残している。中流域においては、河川沿川に耕作地が広がり、農業や畜産業が盛んに行われている。下流域においては、近年、宅地開発の進展により、市街化が進行している。

饒波川流域における土地利用としては、中・上流域にかけては沿川周辺に農地が広がり、下流域では沿川周辺に農地と宅地が混在している。

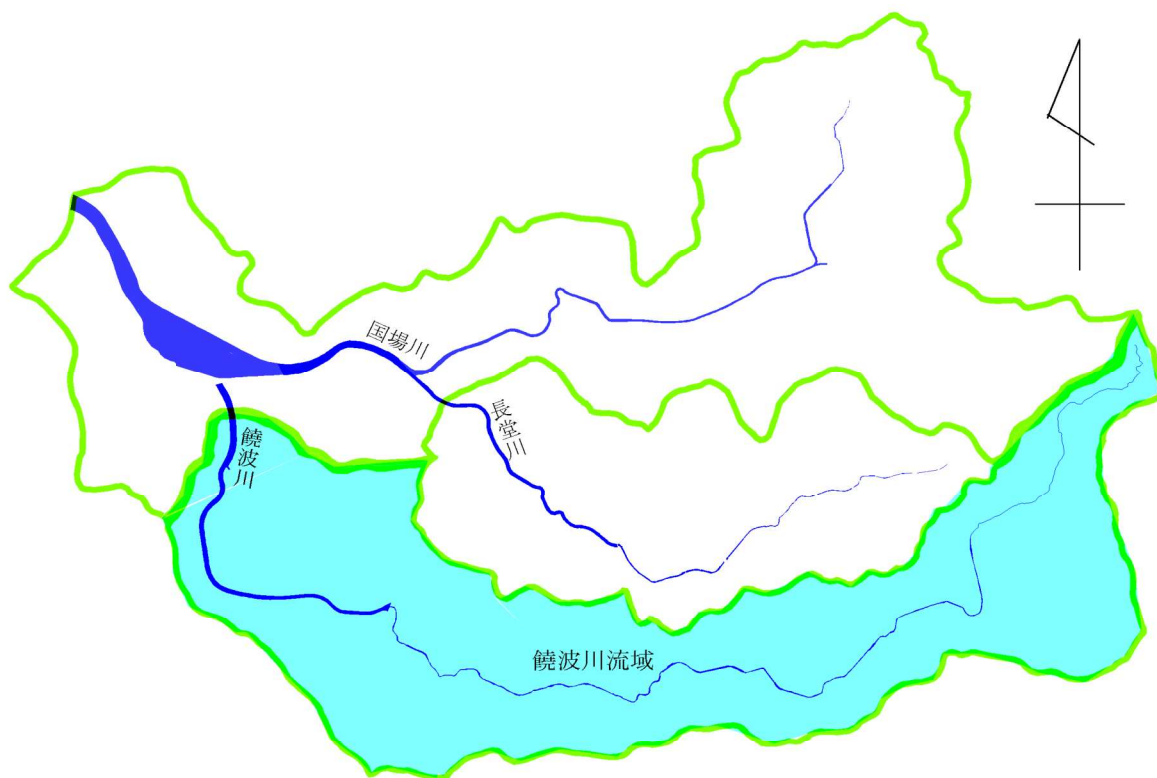


図1 - 2 饒波川流域概要図

## 第2章 饒波川流域の現状と課題

### 第1節 治水の現状と課題

饒波川は、河川整備の遅れている中流域の狭窄部において、台風や梅雨期には豪雨による洪水被害にたびたび見舞われている。特に、昭和57年5月の豪雨によって、床上浸水60戸、床下浸水19戸の洪水被害が発生した。また、近年においては、平成11年9月の台風16号及び台風18号による豪雨で床上浸水4戸の洪水被害に見舞われている。

饒波川の治水事業としては、洪水を安全に流下させることを目的に昭和47年度より河道拡幅及び護岸等の整備を行い、現在に至っている。

### 第2節 河川の利用および河川環境の現状と課題

饒波川における河川の利用については、法定水利権や慣行水利権による河川水の利用はない。国場川河口の漫湖周辺では公園や親水護岸が整備され、スポーツ、イベント、散策など地域の人々のレクリエーションや憩いの場として利用されているが、空き缶やビニール袋等の不法投棄が見受けられるため、利用者のマナー向上が望まれる。また、漫湖周辺は野鳥(シギ類、チドリ類等)の渡来地となっていることから、野鳥観察場として親しまれており、マングローブ林や泥干潟の豊かな自然環境は環境教育の場として利用されている。

饒波川は、源流から高安橋に至る上・中流域では、宅地と耕作地が混在する中を流れ、両岸はコンクリート護岸が連続し、河岸に目立った植生はなく、水際にはパラグラス等の湿性植物が生育している。源流部の大里城跡付近は樹林地が分布し豊かな自然が残されており、サカモトサワガ二等の甲殻類が確認されている。

高安橋から国場川合流部までの感潮域では、都市部を流れ、両岸はコンクリート護岸が連続し、河岸に目立った植生はなく、水際にはセイコノヨシ等の湿性植物が生育している。国場川合流部の左岸側には、干潟やマングローブ林が形成され、オキナワハクセンシオマネキ、ハサミシャコエビ等の甲殻類、汽水域に見られるボラ、トビハゼ等の魚類、ゴカイ類など多くの生物の良好な生育・生息場となっている。

このように饒波川では、上流域や河口部の漫湖周辺で良好な河川環境が形成されており、動植物の多様な生息・生育環境が保たれていることから、その保全に努める必要がある。

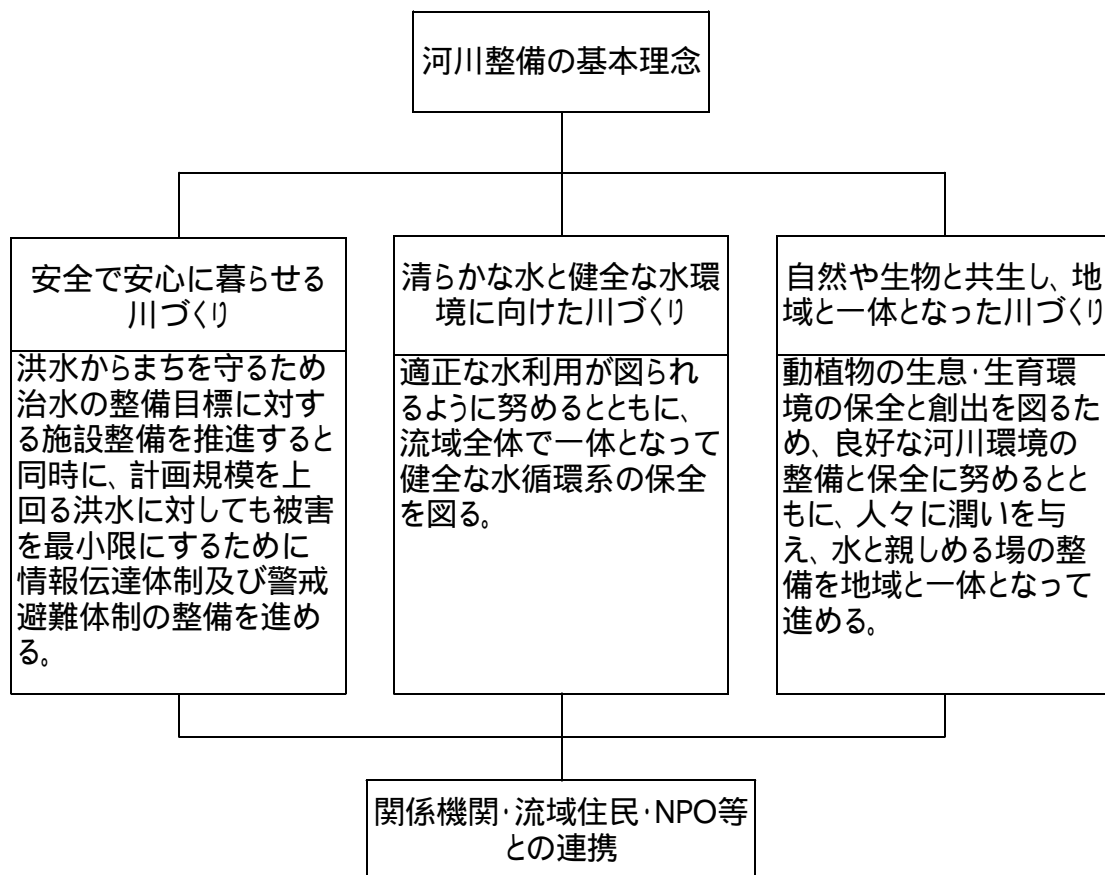
饒波川の水質は、D類型(BOD値8mg/l)に指定され、近年(平成13年～平成15年)の水質調査(BOD75%値)によると、環境基準点の石火矢橋地点で6.8～7.2mg/lとなっており、環境基準を満たしているが、生活排水や畜産排水などの影響による水質の悪化が見られるため、水質改善が望まれる。

### 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

#### 第1節 河川整備の基本理念

饒波川の河川整備は、国場川水系の一貫としてとらえ、下記の基本理念に基づき、関係機関・流域住民・NPO等と連携を図りながら推進していくものとする。

図3 - 1 河川整備の基本理念



#### 第2節

##### 河川整備計画の対象区間

本計画の対象とする区間は、下記の表3 - 1に示す区間とする。

表3 - 1 整備計画対象区間

河川名	対象区間		対象区間
	自	至	
饒波川	右岸:八重瀬町字宜次笠江 原447-1番地地先 左岸:糸満市字武富溝原 931-7番地地先	右岸:国場川合流点に至る 左岸:国場川合流点に至る	約4.5 km

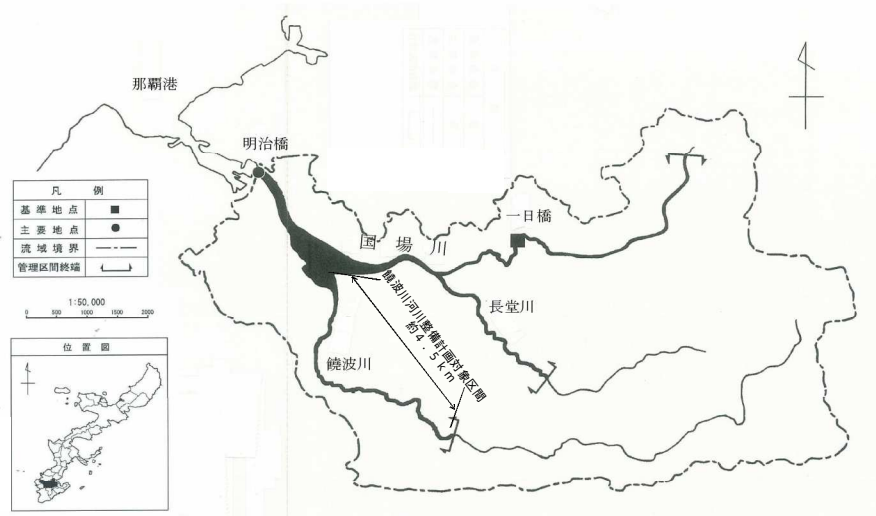


図3 - 2 整備計画対象区間概要図

### 第3節 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定から概ね10年とする。

本計画は、現時点の饒波川流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後、これらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等の変化により、適宜見直しを行うものとする。

### 第4節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

饒波川については、想定氾濫区域内の資産規模や過去の災害実績等を考慮し、既往洪水について検討した結果、昭和60年8月の降雨相当で発生する洪水から流域の住宅や畑等を防御することを目標とする。

また、計画規模を上回るような洪水の発生に対しても被害を軽減するため、情報伝達体制及び警戒避難体制の整備を図る。

### 第5節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全に関する目標

河川水の利用に関しては、適正な水利用が図られるよう努め、動植物の生息・生育環境の保全など自然環境や水質等に配慮するとともに、自然の水質浄化能力の維持・向上を図るため、関係機関、流域住民及びNPO等と連携しながら流水の正常な機能の維持及び水質の改善に取り組むものとする。

河川の適正な利用に関しては、人と川との健全なふれあいの場、身近な環境教育の場とし

て活用できるような水辺空間の整備と保全について、地域住民及び関係機関等と一体となって取り組む。

河川環境の整備と保全に関しては、河川及び流域の特性を踏まえ、治水、利水との整合を図りつつ、貴重な動植物の生息・生育環境、人と自然と触れ合う重要な場等への影響は避けるよう努め、やむを得ず改変する場合は、影響の低減や環境の再生に努め、水辺の自然や水生生物を保全し、河川の持つ浄化機能の維持に努める。上下流、陸域・水域等については、連続した環境を確保するなど河川の生態系の再生に努める。また、国場川水系は、市街地における貴重な水辺であることから、多様な動植物の生息・生育環境となるよう関係機関、流域住民及びNPO等と連携しながら水質の改善に努めるとともに、身近な自然とのふれあいの場となるよう親水性に配慮した整備を図る。

国場川河口部の漫湖は、ラムサール条約に登録された湿地であり、貴重な干潟やマングローブ林が形成され、野鳥をはじめ多くの生物の良好な生息場であるとともに、人々に潤いとやすらぎを与える空間となっていることから、関係機関、流域住民及びNPO等と連携しながら漫湖の豊かな自然環境の再生・保全に努めるものとする。

河川の水質については、生活排水や畜産排水などの影響による水質の悪化が見られることから、今後とも関係機関、流域住民及びNPO等と連携しながら、水質の向上に努める。



#### 第4章河川の整備の実施に関する事項

##### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

###### 1.河川工事の目的、種類及び施行の場所

饒波川については、昭和60年8月の降雨相当で発生する洪水から流域の住宅や畑等を防御することを目的として、饒波川の河道拡幅及び護岸等の整備を行うものとする。

表4 - 1

河川名	施行の場所	整備の内容
饒波川	右岸：八重瀬町字宜次地先から国場川合流点まで 左岸：糸満市字武富地先から国場川合流点まで	河道拡幅及び護岸等の整備 約4.5km

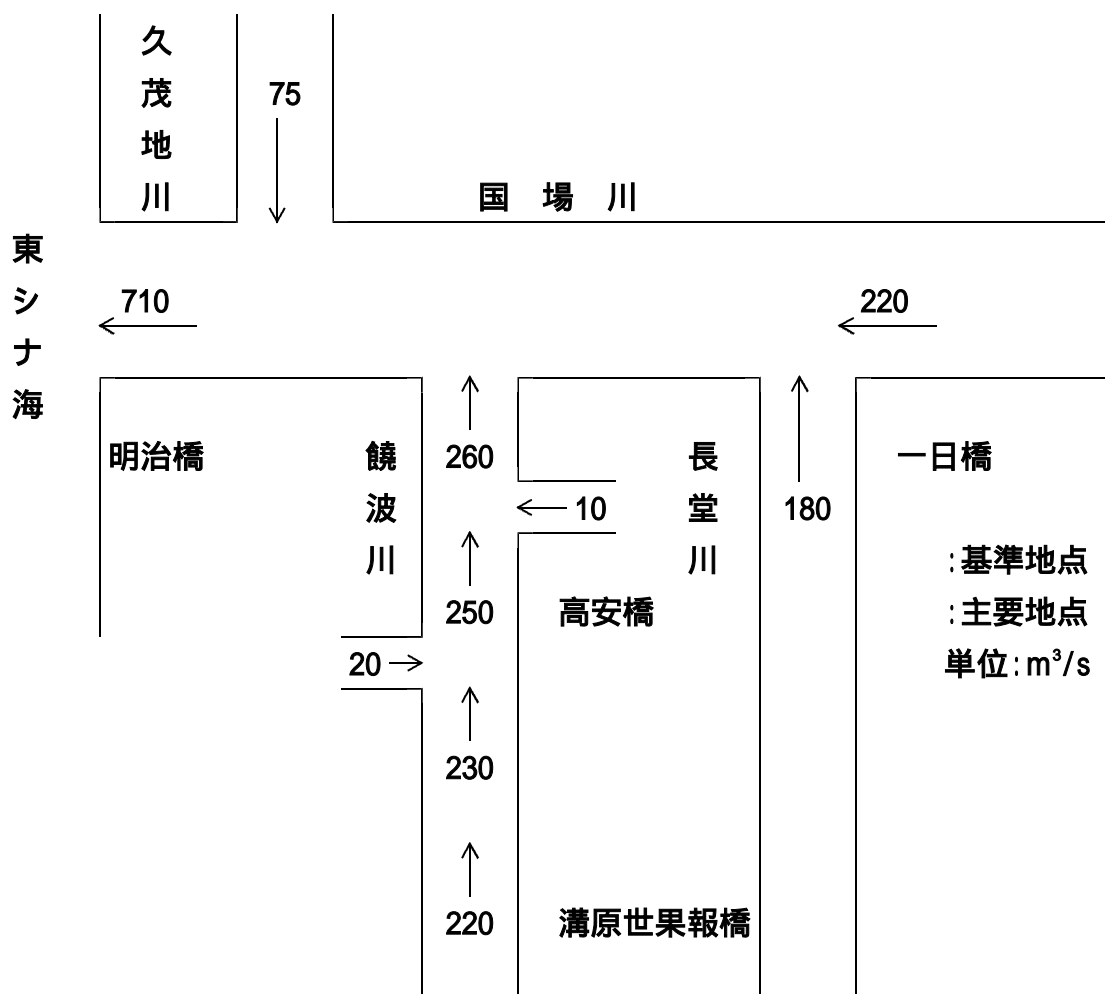


図4 - 1 計画高水流量配分図

## 2.河川管理施設の機能の概要

河川整備にあたっては、治水対策上の整備が緊急に必要な箇所において、治水対策と併せて動植物の生息環境の保全や創出を図り、水際の多様性に配慮した整備に努めるとともに、魚類等の移動に支障のないように、上下流方向の連続性の確保を図り、河川の生態系の再生に努める。その整備に際して河川護岸は、地域住民等の意見を踏まえ、地域住民が身近な自然とふれあえるよう、また河川に生息・生育する動植物の観察・学習等が行えるよう親水性に配慮した整備を行う。

河川工事の実施にあたっては、生態系の攪乱、親水性の低下や景観の悪化を生じさせないように、事業実施の時期、規模、構造、施工法等について細心の注意を払う。また、赤土等の流出防止対策を行い、水質汚濁の防止を図るものとする。

断面 饒波川(国場川合流点から約1.5km地点)

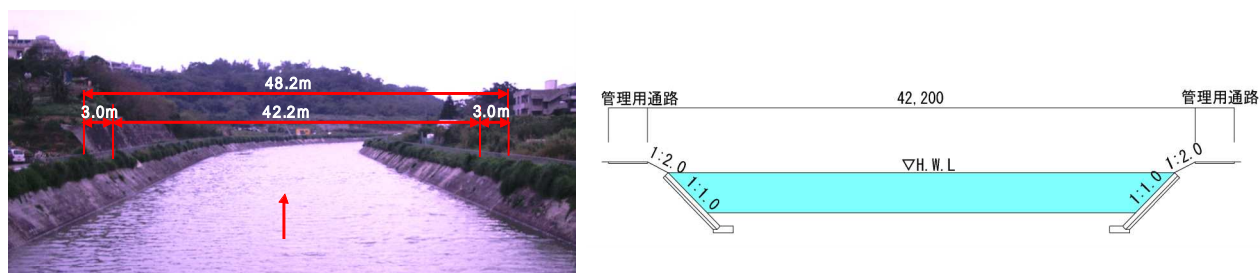


図4 - 2

断面 饒波川(国場川合流点から約3.9km地点)

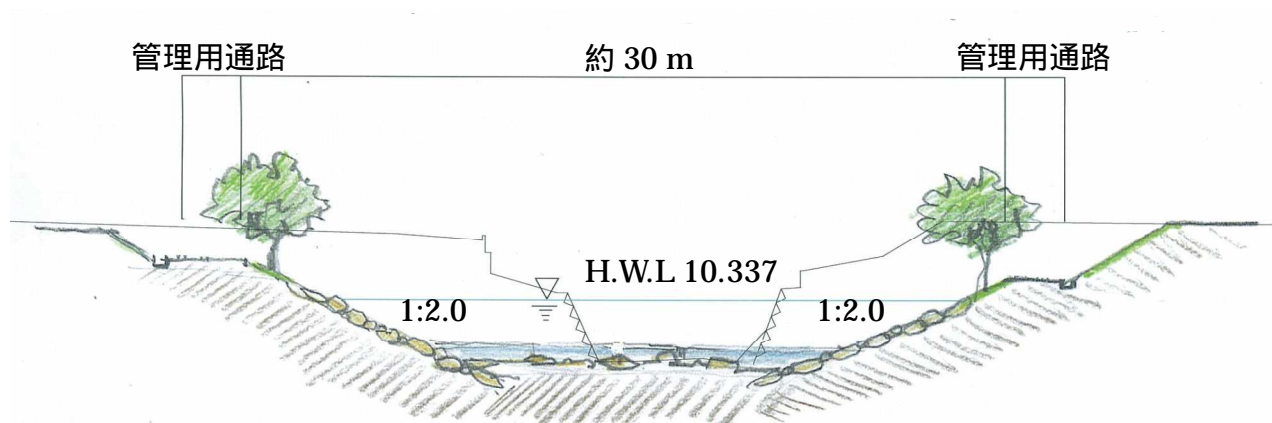


図4 - 3

## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

河川の維持管理に関しては、洪水等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の保全等の観点から、調和のとれた所期の機能を維持することを目的として、下記の事項を行うものとする。

### 1.河川管理施設の維持管理

河川管理施設の機能を十分に発揮させることを目的として、施設の変状、破損等の異常の早期発見に努め、異常を発見した時は原因を究明し、速やかに補修して災害の発生を未然に防止する。

また、洪水流下の障害となる河道内の堆積土砂及び樹木等については、瀬、淵の状態など環境上の影響にも配慮して適正に対処する。

### 2.水量・水質の監視等

饒波川においては、流水の正常な機能の維持管理を目的に、日常的な雨量・水量・水質の把握を行う。

また、河川の水質事故等については、NPOや地域等との連携による河川巡視により早期発見と適切な対処に努めるものとする。

## 第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

饒波川の河川整備をより円滑にかつ効果的に推進していくためには、地域住民及び関係機関の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、河川整備を推進するにあたり、下記の事項を行うものとする。

### 1.地域ぐるみの河川管理

饒波川での環境教育や川との触れ合いの機会を通して、常に安全で適切に利用・管理する機運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで形成することを目的に、河川管理者として収集した情報や河川利用に関する情報等の提供を行い、住民参加による河川管理を推進する。

### 2.情報伝達体制の構築

饒波川における洪水被害を防止・軽減することを目的として、これらに関する情報の提供を行うとともに、地域住民一人一人の防災意識を高めるよう努める。

また、関係機関と連携し、洪水時における地域住民の警戒・避難を助けるための情報伝達体制を構築するものとする。